

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年5月19日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

老人保護施設措置費自己負担金(滞納繰越分)収入状況(長寿生きがい課)

休日急病診療所使用料収入状況(健康づくり推進課)

介護保険料(滞納繰越分)収入状況(介護保険課)

介護保険給付費返還金(介護保険課)

委託料支出状況(長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課)

工事請負費支出状況(長寿生きがい課)

補助金支出状況(長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課)

備品管理状況(長寿生きがい課、健康づくり推進課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課、健康づくり推進課及び介護保険課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年2月3日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 長寿生きがい課

(1) 老人保護施設措置費自己負担金（滞納繰越分）収入状況について

引き続き、滞納を発生させない取組に注力されるとともに、適正な債権管理に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(5) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 健康づくり推進課

(1) 休日急病診療所使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

支出負担行為日が補助金交付決定日より遅れているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 介護保険課

(1) 介護保険料（滞納繰越分）収入状況について

滞納整理マニュアルに沿った事務が行われていた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

(2) 介護保険給付費返還金収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。